

茨城県道路占用許可基準

茨城県土木部道路維持課

改定履歴

基準の制定 平成 12 年 3 月 29 日道維第 230 号
施行日 平成 12 年 4 月 1 日

基準の改定 令和 2 年 1 月 31 日道維第 600 号
施行日 令和 2 年 4 月 1 日

令和 2 年 12 月 9 日道維第 641 号
施行日 令和 2 年 12 月 9 日

令和 4 年 7 月 5 日道維第 219 号 (最終改定)
施行日 令和 4 年 7 月 5 日

目 次

| 該当条項 | 分類 | 物件名称等 | 許可類型 | ページ |
|------|-------|--|------|--------|
| 総 則 | | | | 総則-1 |
| 法第1号 | 柱 | 電柱, 電話柱 | 公益上認 | 法1-A-1 |
| | | 光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱 | 公益上認 | 法1-A-2 |
| | | ガス管防災ブロック用施設用無線柱 (支線及び支線柱を含む。) | 公益上認 | 法1-A-3 |
| | | 街(路)灯, 防犯灯 | 要件で可 | 法1-A-4 |
| | | カーブミラー | 要件で可 | 法1-A-5 |
| | | 委任信号機柱 | 公益上認 | 法1-A-6 |
| | | 防災行政無線柱 | 公益上認 | 法1-A-7 |
| | 線 | 電線(内包される保安通信線を含む。) | 公益上認 | 法1-B-1 |
| | | 電話線 | 公益上認 | 法1-B-2 |
| | | 有線音楽放送線 | 要件で可 | 法1-B-3 |
| | | 登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備 | 要件で可 | 法1-B-4 |
| | | 共同アンテナ用ケーブル | 要件で可 | 法1-B-5 |
| | | イルミネーション | 要件で可 | 法1-B-6 |
| | | その他の線類 | 要件で可 | 法1-B-7 |
| | 塔 | 変圧塔, 送電塔 | 公益上認 | 法1-C-1 |
| | | 広告塔, 交通安全塔, 歓迎塔, 時計塔 | 抑 制 | 法1-C-2 |
| | | 共同アンテナ塔, TVマイクロウェーブ塔 | 公益上認 | 法1-C-3 |
| | 郵便差出箱 | 郵便差出箱, 信書便差出箱 | 公益上認 | 法1-D-1 |
| | 公衆電話所 | 公衆電話所(公衆電話ボックス) | 公益上認 | 法1-E-1 |
| | 建物 | 地上変圧器(路上用低圧引込箱, 多回路開閉器, 低圧分岐装置等, 電線地中化に際して必要となる路上設置用機材で, 地上変圧器に類するものを含む) | 公益上認 | 法1-F-1 |
| | | 流量計ボックス | 公益上認 | 法1-F-2 |
| | | ガス管防災ブロック施設用計器盤 | 公益上認 | 法1-F-3 |
| | | 交番(派出所等), 公衆便所, バス待合所, 消防水防小屋, 防災備蓄倉庫 | 原則不可 | 法1-F-4 |
| | | あずまや(固定テーブルを含む), パーゴラ | 抑 制 | 法1-F-5 |
| | | バス停留所, タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋, ベンチ上屋 | 公益上認 | 法1-F-6 |
| | 簡易設置物 | 消火ホース格納箱 | 抑 制 | 法1-G-1 |
| | | テレメーター, 公害等の観測機器類 | 要件で可 | 法1-G-2 |

| 該当条項 | 分類 | 物件名称等 | 許可類型 | ページ |
|---------|--------|-----------------------|---------|---------|
| 法第1号 | 簡易設置物 | ベンチ, スツール | 公益上認 | 法1-G-3 |
| | | 公衆用ゴミ容器 | 抑 制 | 法1-G-4 |
| | | ゴミ集積場 | 原則不可 | 法1-G-5 |
| | | フラワーポット | 抑 制 | 法1-G-6 |
| | 碑 | 彫像, 彫刻, 碑, 時計台 | 抑 制 | 法1-H-1 |
| | その他 | 花壇 | 抑 制 | 法1-I-1 |
| | | 家屋等 | 要件で可 | 法1-I-2 |
| | | 自動販売機 (ロードパーク等関連施設) | 要件で可 | 法1-I-3 |
| | | 測量基準点 | 公益上認 | 法1-I-4 |
| | | 公衆電話ボックス内テレホンカード自動販売機 | 公益上認 | 法1-I-5 |
| | | 無線基地局 | 公益上認 | 法1-I-6 |
| | | 光アクセス装置 (R T等) | 公益上認 | 法1-I-7 |
| | | 防犯カメラ | 公益上認 | 法1-I-8 |
| | | 捜査支援機器 (固定式カメラ) | 公益上認 | 法1-I-9 |
| | | よう撃捜査支援装置 | 公益上認 | 法1-I-10 |
| 水位観測施設等 | | 要件で可 | 法1-I-11 | |
| 法第2号 | 地下埋設管 | 地下埋設管 | 要件で可 | 法2-A-1 |
| | | 石油圧送施設 | 本省協議 | 法2-A-2 |
| | | 高圧のガス供給施設 | 公益上認 | 法2-A-3 |
| | | 排水管 (合併浄化槽処理水の取付管) | 公益上認 | 法2-A-4 |
| | | 雨水排水管の道路側溝への接続 | 原則不可 | 法2-A-5 |
| | | 光アクセス装置バッテリー設置台 | 公益上認 | 法2-A-6 |
| | | 熱交換器等 | 要件で可 | 法2-A-7 |
| 法第3号 | 鉄道, 軌道 | 鉄道, 軌道 | 公益上認 | 法3-A-1 |
| | | 自動運行補助施設 | 公益上認 | 法3-B-1 |
| 法第4号 | 歩廊 | アーケード | 抑 制 | 法4-A-1 |
| | その他 | 日よけ (雨よけ) | 要件で可 | 法4-B-1 |
| 法第5号 | 地下街 | 地下街 | 原則不可 | 法5-A-1 |
| | 地下室 | 地下室 | 原則不可 | 法5-B-1 |
| | 通路 | 一般通路 | 要件で可 | 法5-C-1 |
| | | 通路橋 | 要件で可 | 法5-C-2 |
| | | 上空通路 | 原則不可 | 法5-C-3 |
| | | 地下通路 | 原則不可 | 法5-C-4 |
| | | 横断歩道橋 | 抑 制 | 法5-C-5 |
| | 浄化槽 | 浄化槽 | 抑 制 | 法5-D-1 |
| その他 | 地下駐車場 | 要件で可 | 法5-E-1 | |
| 法第6号 | 露店 | 露店 | 要件で可 | 法6-A-1 |

| 該当条項 | 分類 | 物件名称等 | 許可類型 | ページ | |
|------|------------|--------------------------|--------------------|---------|--------|
| 法第6号 | 商品置場 | 商品置場 | 原則不可 | 法6-B-1 | |
| | その他 | 松かざり, 七夕かざり | 要件で可 | 法6-C-1 | |
| | | 祭りかざり | 抑 制 | 法6-C-2 | |
| 政令1号 | 路上広告物 | 立看板 | 抑 制 | 令1-A-1 | |
| | | 突出し看板, 野立て看板 | 要件で可 | 令1-A-2 | |
| | | 添加看板, 電(話)柱又は消火栓標識の巻付看板 | 要件で可 | 令1-A-3 | |
| | | 公共掲示板, 町内案内図板, 地域案内図板 | 要件で可 | 令1-A-4 | |
| | | 緊急自動車出動看板 | 要件で可 | 令1-A-5 | |
| | | バス停留所上屋の添加広告看板 | 要件で可 | 令1-A-6 | |
| | 標識 | 広域避難所誘導案内標識, 海拔表示標識 | 要件で可 | 令1-B-1 | |
| | | スクールゾーン標識 | 要件で可 | 令1-B-2 | |
| | | 消防水利標識 | 要件で可 | 令1-B-3 | |
| | | 地下鉄出入口案内標識 | 要件で可 | 令1-B-4 | |
| | | バス停留所標識 | 要件で可 | 令1-B-5 | |
| | | タクシー乗場標識 | 要件で可 | 令1-B-6 | |
| | | 駐車場案内標識 | 要件で可 | 令1-B-7 | |
| | | 震災避難誘導標識 | 要件で可 | 令1-B-8 | |
| | | 公共施設案内標識 | 要件で可 | 令1-B-9 | |
| | | 駐車場案内システム電光掲示板 | 公益上認 | 令1-B-10 | |
| | | 自転車放置禁止標識及び違法駐車等防止重点地域標識 | 公益上認 | 令1-B-11 | |
| | 旗ざお | 旗ざお | 原則不可 | 令1-C-1 | |
| | パーキング・メーター | パーキング・メーター等 | 要件で可 | 令1-D-1 | |
| | 幕 | 幕 | 抑 制 | 令1-E-1 | |
| | | バナーフラッグ(旗・垂れ幕) | 要件で可 | 令1-E-2 | |
| | アーチ | アーチ | 原則不可 | 令1-F-1 | |
| | その他 | 選挙運動用のポスター等 | 要件で可 | 令1-G-1 | |
| | 政令2号 | 発電設備 | 太陽光発電設備, 風力発電設備 | 要件で可 | 令2-A-1 |
| | 政令3号 | 津波等避難施設 | 洪水, 高潮又は津波避難施設 | 要件で可 | 令3-A-1 |
| | 政令4号 | 工事用施設 | 工事用板囲, 足場, 落下防護用施設 | 抑 制 | 令4-A-1 |
| | | | 詰所 | 抑 制 | 令4-A-2 |
| 政令5号 | 工事用材料 | 工事用材料置場 | 抑 制 | 令5-A-1 | |

| 該当条項 | 分類 | 物件名称等 | 許可類型 | ページ |
|---------|----------------------------|---------------------------------------|------|----------|
| 政令 6 号 | 特定仮設店舗等（仮設建築物） | 仮設建築物 | 原則不可 | 令 6-A-1 |
| 政令 7 号 | 特定仮設店舗等（一時収容施設） | 一時収容施設 | 原則不可 | 令 7-A-1 |
| 政令 8 号 | 利便増進施設 | 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設，購買施設等 | 抑 制 | 令 8-A-1 |
| | | 特定連結路附属地に設ける食事施設，購買施設等 | 抑 制 | 令 8-A-2 |
| 政令 9 号 | トンネル上の施設 | トンネルの上に設ける施設 | 抑 制 | 令 9-A-1 |
| | 高架道路路面下施設 | 高架道路の路面下における施設 | 抑 制 | 令 9-B-1 |
| 政令 10 号 | 道路の上空に設ける施設 | 道路の上空に設ける事務所，店舗，倉庫，住宅，自動車駐車場 | 抑 制 | 令 10-A-1 |
| 政令 11 号 | 応急仮設建築物 | 応急仮設建築物 | 公益上認 | 令 11-A-1 |
| 政令 12 号 | 自転車等駐車器具 | 自転車，原動機付自転車及び二輪自動車の車輪止め装置その他の器具 | 抑 制 | 令 12-A-1 |
| 政令 13 号 | 自動車専用道路に設ける休憩所，給油所及び自動車修理所 | 自動車専用道路に設ける休憩所，給油所及び自動車修理所 | 原則不可 | 令 13-A-1 |
| 政令 14 号 | 防災拠点自動車駐車場に設ける施設 | 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫，非常用電気等供給施設，医療用コンテナ | 要件で可 | 令 14-A-1 |

総則

(基本方針)

第1条 道路占用の許可は、個別具体的に占用目的、占用形態、占用者等に関する諸要素を総合的に判断したうえで、次の各号及び個別基準に適合する場合に限り認めることができる。

- (1) 道路本来の機能を害さず、又は影響を与えない場合。
- (2) 道路の構造を害さず、又は影響を与えない場合。
- (3) 道路敷地外に余地がないためやむを得ない場合。
- (4) 公序良俗に反しないものであって、信義誠実に利用されるものである場合。
- (5) 継続して適正に維持管理することができる場合。
- (6) その他の法令を遵守したものである場合。

2 許可にあたっては、前項各号及び個別基準に適合しないと認められる場合には、申請者に対して具体的な指導を行うものとし、指導によっても適合しない場合及び指導に従わない場合は、許可を行わないものとする。

なお、個人的事情まで考慮する必要はなく、あくまでも客観的なものでなければならない。

(土木部長協議)

第2条 茨城県道路占用許可基準（以下「基準」という。）の「方針」中「原則として認めない。」と規定された物件、工作物又は施設（以下総則において単に「物件」という。）の許可にあたっては、事前に土木部長に協議を行うものとする。

(極力抑制すべき物件の取扱い)

第3条 各物件の基準の「方針」中「極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。」と規定された物件の許可にあたっては、申請者に対して具体的な指導を行うものとし、その結果、真にやむを得ないと認められる場合に限り許可を行うものとする。

(許可の対象物件)

第4条 道路占用物件は、限定列举されたものであるので、法律、政令及び基準に規定されている物件以外のものについて許可をしてはならない。ただし、類似する物件であって道路維持課長が特に認めたものについては、この限りでない。

(地上に設ける一般工作物等の要件)

第5条 一般工作物等を地上に設ける場合においては、次の各号のすべてに該当すること。

(1) 一般工作物等の道路区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置であること。

- ア 法敷
- イ 側溝上の部分
- ウ 路端に近接する部分

エ 歩道等の車道（自転車道を含む。）に近接する部分

オ 分離帯，ロータリーその他これらに類する道路の部分（一般工作物等の種類又は道路の構造からみて，道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合のみ）

(2) 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分がある場合においては，その最下部と路面との距離が 4.5 メートル（重要物流道路においては 4.8 メートル，歩道上においては 2.5 メートル）以上であること。

(3) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて，道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き，交差点等以外の道路の部分に設けるものであること。

（地下に設ける一般工作物等の要件）

第 6 条 一般工作物等を地下に設ける場合においては，次の各号のすべてに適合する場所であること。

(1) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて，路面をしばしば掘削し，又は他の占有物件と錯そうするおそれのない場所であること。

(2) 保安上又は工事実施上の支障のない限り，他の占有物件に接近していること。

(3) 道路の構造又は地上にある占有物件に支障のない限り，当該一般工作物等の頂部が地面に接していること。

（トンネル上に設ける一般工作物等の要件）

第 7 条 一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては，トンネルの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。

（高架道路の路面下に設ける一般工作物等の要件）

第 8 条 一般工作物等を高架道路の路面下に設ける場合においては，高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。

（特定連結路附属地に設ける一般工作物等の要件）

第 9 条 一般工作物等を特定連結路附属地に設ける場合においては，連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

（地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い）

第 10 条 地域における公共的な取組み（以下，「地域活動」という。）に要する費用への充当を目的とする広告の添加及び塗布は，個別基準に規定するもので，次の各号すべてに該当する場合に限り認めることができる。

(1) 地域活動は，原則として，商店会組織，自治会その他これらに類する団体が行うものであること。

(2) 地域活動は，県管理道路の利便性の向上に寄与する活動又は事業であつて，それに要する費用が不足し，かつ，そのための費用を捻出する手段が他にないものであること。

(3) 広告による収入は，その全額を地域活動に充当するものとし，かつ，地域活動に要する費用は，その全額が広告収入でまかなわれていないものであること。

(4) 音声及び動画を使用した広告は認めない。また、広告の取扱いにあたっては、他の道路利用者の理解が十分に得られるよう配慮されているものであること。

2 許可にあたっては、事前に道路維持課長に協議を行うものとする。

なお、原則として、道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署、地元市民代表・団体等で構成する連絡協議会を開催し、広告物の取扱方針を策定するものとする。

(景観行政団体への意見照会)

第 11 条 申請に係る道路が景観法（平成 16 年法律第 110 号）に係る景観重要公共施設に位置づけられ、景観計画に景観基準が定められている場合、当該景観基準は基準の一部となるため、景観行政団体へ意見照会を行うこと。ただし、申請書に景観行政団体からの意見書が添付されている場合はこの限りでない。

(占用特例の取扱い)

第 12 条 総則（参考通達）3 から 5 の通達に基づいて占用特例を適用しようとする場合には、土木部長と協議を行うものとする。

(道路占用許可の更新の取扱い)

第 13 条 基準改正前に許可した物件が、基準改正により新たな基準に適合しなくなった場合には、物件の存置中に限り許可を更新することができる。ただし、占用者が、存置中の物件を取り替える際には、改正後の基準に適合しなければ許可することができない。

(国際的、国家的に重要なイベント等に係る占用の取扱い)

第 14 条 国際的、国家的に重要なイベント等の開催に伴い、土木部長が特別の取扱いを定めた場合は、基準の規定にかかわらず、当該取扱いを定めた通知をもって許可の判断を行う。

(つくば駅南北自由通路の占用の取扱い)

第 15 条 つくば市吾妻地内の県道土浦境線の地下横断自由通路における占用については、兼用工作物管理協定のほか、「地下鉄施設への二次占用について」（令和 2 年 4 月 7 日道維第 12 号）により取り扱うものとする。

(「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に関する占用の取扱い)

第 16 条 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に定める文化観光拠点施設の周辺にある道路においてオブジェ等を設置する場合は、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の施行に伴う道路占用の取扱い等について」（令和 2 年 6 月 12 日道維第 149 号）により取り扱うものとする。

（防災拠点自動車駐車場に設ける災害応急対策施設等の占用の取扱い）

第 17 条 道路法第 48 条の 29 の 2 に基づいて国土交通大臣が指定する防災拠点自動車駐車場における災害応急対策施設等の占用については、総則（参考通達）8 の通達により取り扱うものとし、本基準の規定は、当該通達に定めのないものについて、当該通達の趣旨に反しない限り適用することとする。

2 前項の規定にかかわらず、占用料については、茨城県道路占用料徴収条例（昭和 33 年茨城県条例第 6 号）によることとする。

（掘削の禁止期間）

第 18 条 次に掲げる期間は、地下埋設物設置工事のための掘り返しは禁止する。ただし、電気、通信、水道等を沿道建築物に引き込み工事であって、やむを得ないと判断できるものを除く。

- (1) 車道の舗装完了後 5 年間
- (2) 歩道の舗装完了後 3 年間

（用語の定義）

第 19 条 この基準における用語の定義は、次表のとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|----------|--|
| 法第 号 | 道路法第 32 条第 1 項第 号 |
| 令第 号 | 道路法施行令第 7 条第 号 |
| 道路構造条例 | 道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例 |
| 歩道等 | 歩道、自転車歩行車道及び自転車道 |
| 道路余地 | 車道、歩道等及び法敷以外の道路区域 |
| 緑地帯 | 専ら樹木及び草花が植栽されている道路区域であって、植樹帯を除く部分 |
| 道路広場 | 歩道等及び道路余地を含む区域であって、相当程度の広がりを持つ道路区域 |
| 歩道等の有効幅員 | 歩道等の幅員のうち、植樹帯、駒止め及び占用物件の占める部分を除いたもので、実際歩行者の通行の用に供することのできる部分の幅員 |
| 交差点等 | 道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分 |
| 特定連結路附属地 | 自専道の区域のうち、自専道とその他の道路を連結する部分で、車道及び路肩に附属する土地。 |
| 国 | 占用主体の限定に係る「国」には、独立行政法人を含む。 また、指定管理者及び P F I 事業者は、指定管理業務及び P F I 事業に係る申請にのみ、発注元の国とみなす。 |
| 地方公共団体 | 占用主体の限定に係る「地方公共団体」には、地方独立行政法人を含む。 また、指定管理者及び P F I 事業者は、指定管理業務及び P F I |

| | |
|-----------|--|
| | 事業に係る申請にのみ、発注元の地方公共団体とみなす。 |
| 景観行政団体 | 景観法第7条第1項に規定する景観行政団体 |
| 景観重要公共施設 | 景観法第8条第2項第4号ロに規定する景観重要公共施設 |
| 景観計画 | 景観法第8条第1項に規定する景観計画 |
| 景観基準 | 景観法第8条第2項第4号ハ(1)に規定する景観重要公共施設に関する基準 |
| 一般工作物等 | 電(話)柱, 電線, 公衆電話所, 水管, 下水管, ガス管, 石油管, 自動運行補助施設, 太陽光発電設備, 風力発電設備(令第2号物件), 津波等避難施設(令第3号物件), 仮設建築物(令第6号物件), 一時収容施設(令第7号物件), 利便増進施設(令第8号物件), 応急仮設建築物(令第11号物件), 自転車等駐車器具(令第12号物件)を除く占用物件 |
| 占用特例 | 都市再生特別措置法第62条, 国家戦略特別区域法第17条及び中心市街地の活性化に関する法律第41条に規定する道路の占用の許可基準の特例 |
| 災害応急対策施設等 | 防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で, 災害応急対策に資するものとして道路法施行令第16条の3で定めるもの |

(参考通達)

- 1 平成20年3月25日国道利第22号「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(最近改正 令和2年7月31日国道利第10号)
- 2 平成20年3月25日国道利第24号「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(最近改正 令和2年7月31日国道利第11号)
- 3 平成23年10月20日国道利第22号「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(最近改正 平成28年9月1日国道利第9号)
- 4 平成26年4月1日国道利第39号「国家戦略特別区域法の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(最近改正 平成28年3月30日国道利第44号)
- 5 平成26年7月3日国道利第10号「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」
- 6 令和2年3月31日国道利第31号「地下鉄施設への二次占用について」
- 7 令和2年6月9日国道利第9号「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の施行に伴う道路占用の取扱い等について」
- 8 令和3年9月24日国道利第27号, 国道評第34号, 国道環第59号, 国道高第154号「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」

地方道路公社の占用許可事務取扱について

1 道路整備特別措置法（昭和31年3月14日法律第7号）

第17条（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第1項第9号、第10号（道路法第32条の許可等、同第35条の協議）

第2項

- ① 道路法第32条の許可及び同第35条の協議を行う場合は、道路管理者の同意を得なければならない。
- ② ①の権限を行った場合は遅滞なく道路管理者に通知しなければならない。

ただし、①及び②は道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

2 道路整備特別措置法施行令（昭和31年10月25日政令第319号）

第1条

- (1) 道路法第32条第1項第2号に掲げる物件で国土交通省令で定めるもの（水管、下水管、ガス管その他これらに類する物件）
- (2) 道路法第32条第1項第5号に掲げる施設（地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設）
- (3) 道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物（太陽光発電設備及び風力発電設備）、同条第3号に掲げる施設（洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設）、同条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの並びに同条第9号（トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これに類する施設）、第10号、第13号（休憩所、給油所及び自動車修理所）及び第14号に掲げる施設（防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等）

3 道路整備特別措置法施行規則（昭和31年5月16日建設省令第18号）

第10条（道路整備特別措置法施行令第1条第1号に掲げる物件）

- (1) 橋に取り付けられる物件で1メートル当たりの重量が50キログラム以上のもの
- (2) ガス管でガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第1条第2項第1号の高圧のガスを通ずるもの
- (3) 内径100ミリメートル以上の物件で次に掲げるもの
 - ア 道路を縦断して設けられる長さ500メートル以上のもの
 - イ 長さ100メートル以上の橋に取り付けられるもの又は長さ100メートル以上のトンネル内に設けられるもの
 - ウ 爆発性又は可燃性を有する物件を通ずるもの

法第 1 号物件
電柱，電話柱

(占用許可の範囲)

電 (話) 柱には，次の各項の施設等を附帯設備として含むものとする。

- 1 支線及び支線柱
- 2 縦断方向の電 (話) 線類 (横断線及び共架線 (二次占用) は電 (話) 線に分類)
- 3 柱状変圧器 (トランス) 等
- 4 柱状設置コンセントレーター (C R)
- 5 データ回線終端装置 (O N U)

(方針)

公益上やむを得ず，次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路法第 37 条の規定に基づく占用の制限がない区域であること。ただし，「鉄道及び軌道に係る電柱」，「信号柱その他の警察が設置・管理する物件」，「街 (路) 灯」，「電柱の倒壊を防ぐための支線，支柱又は支線柱」は占用制限の対象外とする。

なお，以下の場合で，直ちに道路区域外に用地の確保が困難である場合は，原則 2 年間の仮設電柱の占用を認める。

- (1) 災害等で電力等のサービスが途絶えた場合
- (2) 商業施設等の新規建設等により，新たに電力等のサービスが必要となった場合
- (3) 道路法第 71 条第 2 項に基づく監督処分により移設される電 (話) 柱で，現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えるおそれがある場合

- 2 原則として，道路の新設，改築又は修繕に関する事業等の実施に併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であるか，又は電線を地中化する場合の端部にあたり，電 (話) 柱の設置がやむを得ないものであること。

なお，電 (話) 柱を新設又は建替える場合において，他の柱に共架することができる場合には，単独柱の占用は認めない。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし，法敷又は道路余地がない場合は路端に設置するものとする。

- 2 歩道等を有する道路において，法敷，道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には次によるものとする。

- (1) 植栽帯 (施設帯) がある場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置であって，植栽帯 (施設帯) 内又は植栽帯 (施設帯) 間。

- (2) 植栽帯 (施設帯) がない場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で，かつ歩行者等の通行に支障のない位置。

- 3 同一路線に係る電 (話) 柱を設ける場合は，交差点等を除き道路の同じ側に設けること。